

議案第 29 号

橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する  
条例について

橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年橋本市条例第52号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(休暇の種類)                      第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、家庭支援休暇及び職員団体休暇とする。                      (介護時間)                      第15条の2 略                      (家庭支援休暇)                      第15条の3 家庭支援休暇は、規則で定める職員が不妊治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。                      2 家庭支援休暇の期間は、1回の申請につき、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。                      3 家庭支援休暇については、第15条第3項の規定を準用する。                      (病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、家庭支援休暇及び職員団体休暇の承認)                      第17条 病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、家庭支援休暇及び職員団体休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>	<p>(休暇の種類)                      第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び職員団体休暇とする。                      (介護時間)                      第15条の2 略                      (病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び職員団体休暇の承認)                      第17条 病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び職員団体休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>

(橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成18年橋本市条例第63号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 略

2 略

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員の承認業務に従事させることが当該業務を処理するため採用すること認められる場合には、短時間勤務職員の任期を定めて採用することができる。

(1) 略

(2) 勤務時間条例第15条の3第3項の規定による家庭支援休暇の承認

(3) 略

改正前

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 略

2 略

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員の承認業務に従事させることが当該業務を処理するため採用すること認められる場合には、短時間勤務職員の任期を定めて採用することができる。

(1) 略

(2) 略

(橋本市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 橋本市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年橋本市条例第214号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後

(給与の減額)

第15条 略

2 職員が部分休業(当該職員がその3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が、配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理する期間にわたる日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は家庭支援休暇(当該職員が不妊治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

改正前

(給与の減額)

第15条 略

2 職員が部分休業(当該職員がその3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)又は介護休暇(当該職員が、配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理する期間にわたる日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(橋本市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 橋本市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年橋本市条例第218号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表の中下線の部分である。

	改正後	改正前
(給与の減額) 第18条 略		(給与の減額) 第18条 略
2 職員が部分休業(当該職員がその3歳に満たない子を養育する ため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。) <u>介護休 暇(当該職員が、配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理 者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する 期間にわたる日常生活を営むのに支障があるもの介護をする ため、勤務しないことが相当であると認められる場合における 休暇をいう。)又は家庭支援休暇(当該職員が不妊治療を受ける ため、勤務しないことが相当であると認められる場合における 休暇をいう。)</u> の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規 定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当 りの給与額を減額して給与を支給する。	2 職員が部分休業(当該職員がその3歳に満たない子を養育する ため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)又は介護 休暇(当該職員が、配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理 者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する 期間にわたる日常生活を営むのに支障があるもの介護をする ため、勤務しないことが相当であると認められる場合における 休暇をいう。)又は家庭支援休暇(当該職員が不妊治療を受ける ため、勤務しないことが相当であると認められる場合における 休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規 定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当 りの給与額を減額して給与を支給する。	2 職員が部分休業(当該職員がその3歳に満たない子を養育する ため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)又は介護 休暇(当該職員が、配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理 者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する 期間にわたる日常生活を営むのに支障があるもの介護をする ため、勤務しないことが相当であると認められる場合における 休暇をいう。)又は家庭支援休暇(当該職員が不妊治療を受ける ため、勤務しないことが相当であると認められる場合における 休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規 定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当 りの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。